

## 令和 8 年度青森市農作物鳥獣被害防止資材等導入支援補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市内及びその周辺に生息する有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、農業者等が市内の農地に設置する電気柵、箱わな等その他鳥獣被害防止資材の購入に要した経費に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、もって本市の農業の振興に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する鳥獣のうち、生活環境等に係る被害を及ぼす鳥獣をいう。
- (2) 農業者等 市内に住所を有し、販売目的で農業を営む個人又は市内に本社若しくは事務所を有し、販売目的で農業を営む法人若しくは農業者で組織される団体をいう。
- (3) 農地 市内に存する販売目的で農作物を生産する農地をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、農業者等のうち、次の各号のいずれにも（市内に本社若しくは事務所を有し、販売目的で農業を営む法人又は農業者で組織される団体にあつては第一号に掲げる要件を除く。）該当する者とする。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請を行う日（以下「申請日」という。）において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、青森市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申請日までに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。
- (3) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付対象となる電気柵、箱わな等その他鳥獣被害防止資材は、別に定める。

### (補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 別に定める農業経営の実態があることを確認できる書類
- (2) 住民票の写し（個人の場合に限る。）

(3) 電気柵、箱わな等の設置箇所又はその他鳥獣被害防止資材を利用する農地等の位置図

(4) 補助対象経費の内容が確認できる書類

(5) 市税の完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、当該補助申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更及び廃止)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書に記載された事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、変更（廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に完了実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 電気柵、箱わな等を農地に設置したことが分かる写真（電気柵、箱わな等を購入した場合に限る。）

(2) 支払額を証明する書類の写し（領収書の写し等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第18条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、同条第3号の規定により処分の制限を受けるものは、補助金の交付の対象となる資材とする。

(取扱方法)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
電気柵、箱わな等 購入支援	電気柵、箱わな等の購入に要する経費の合計額（設置に係る工賃及び配送に係る経費並びに消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と15万円（令和8年度青森市農作物鳥獣被害防止資材等導入支援補助金の交付を受けた者にあつては、当該交付を受けた補助金の額を控除した額）とを比較していずれか低い額
その他鳥獣被害防 止資材購入支援	資材の購入に要する経費の合計額（設置に係る工賃及び配送に係る経費並びに消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と5万円（令和8年度青森市農作物鳥獣被害防止資材等導入支援補助金の交付を受けた者にあつては、当該交付を受けた補助金の額を控除した額）とを比較していずれか低い額